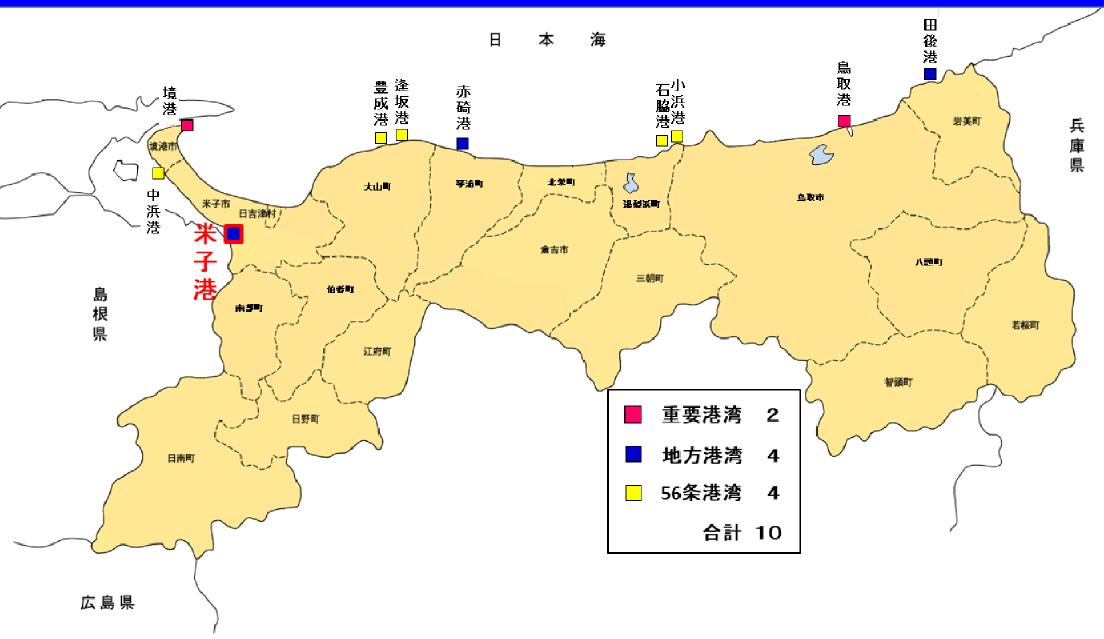
鳥取県地方港湾審議会

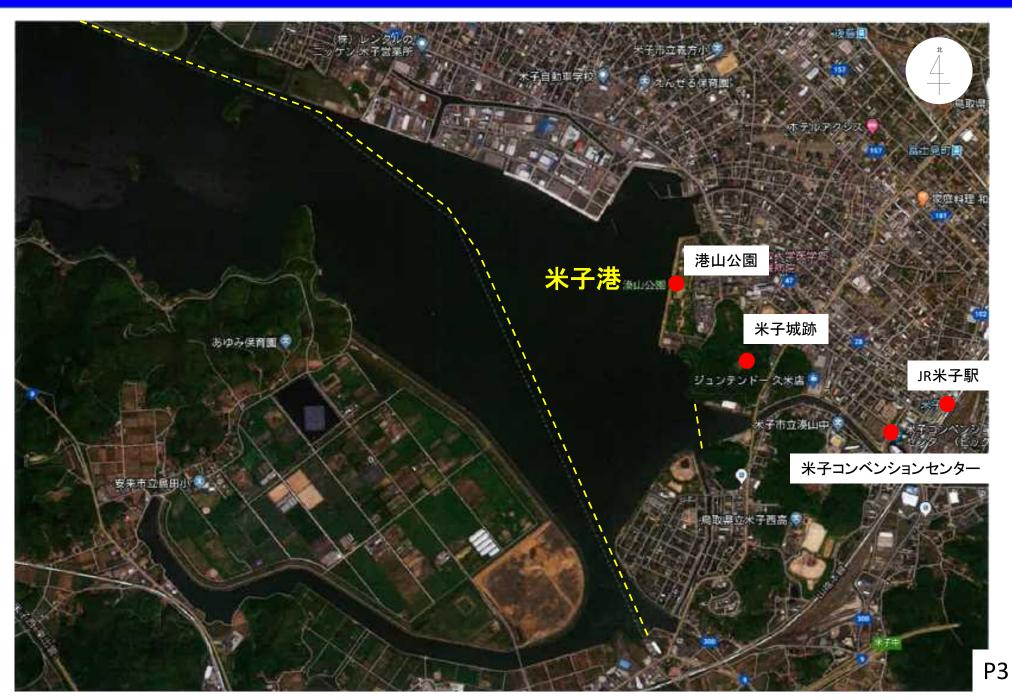
地方港湾米子港の臨港地区変更について

令和2年2月21日

位置図①



位 置 図 ②



米子港の概要

昭和5年の積入物資量は2,600トン、積出物資は5,500トンに達し、物資の販路は山陽・中部・四国及び京阪神地方に及びました。戦後も背後の産業活動の活性化に伴って、その取扱貨物量が増加し、昭和27年には地方港湾に指定されました。昭和41年には、中海地区新産業都市の指定を受け、工業用地の造成とともに、同48年から旗ヶ先地区に-7.5m及び-6.0m岸壁の建設に着手し、同56年に完成しました。

漁港・マリーナゾーン

物流ゾーン

活性化ゾーン

近年の取扱貨物量の9割以上は石灰石・石灰砕石

| 項目 | 指定年月日 | | |
|--------|----------------------------------------|--|--|
| 地方港湾指定 | 昭和27年12月1日 | | |
| 港湾区域 | 昭和27年12月1日 | | |
| 港 則 法 | 昭和37年7月1日 | | |
| 港湾隣接地域 | (灘町・内町・久米町・祇 園町・陰田地区) 昭和40年4月20日 | | |
| | (彦名3区·4区·6区) 平成13年10月26日 | | |
| 臨港 地区 | 昭和40年3月19日 | | |





米子港の賑わいづくり状況(1)

中海・錦海かわまちづくり計画

(米子市が策定 H31.3.8 計画登録)

米子市では、「米子城跡」のほか、町割りや小路の形態などの歴史的施設が残っており、歴史、文化、飲食、買い物等、地域の観光 資源を活用した観光客誘致に取り組んでいます。

この取組を充実させるため、新たな水上アクティビティの拠点の創出や、遊覧船を活用した周遊性の多様化、イベント開催や観光の拠点となる賑わいの場の創出を図ります。さらに、民間事業者にも参画を促し、観光振興の活性化を図ります。



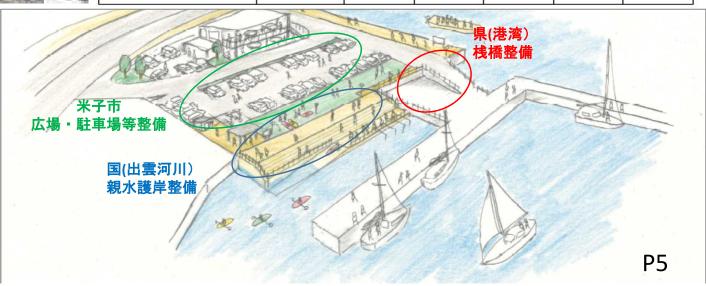
| 整備内容 | 整備主体 | H31 | H32 | H33 | H34 | H35 |
|--------------|-------------|-----|-----|-----|-----------|-----|
| ①親水護岸の整備 | (36) | | 12 | | 2: | |
| ②桟橋等の整備 | 県 | | | | | |
| ③遊覧船発着場の整備 | 市 | | | | | |
| ④芝生広場の整備 | 市 | | () | | (e) Ze | |
| 5)駐車場・駐輪場の整備 | क | 3 | | | | |
| ⑥歩道の整備 | 市 | | | | | |



親水護岸 (イメージ)



芝生広場(イメージ)



米子港の賑わいづくり状況(2)

よなごベイウォーターフロント検討会

米子港周辺の賑わい創出に向けた基本コンセプトの策定

<基本コンセプト>

水辺を楽しむ憩いの空間

~観光、歴史・文化、スポーツ~

≫米子港周辺の地域資源を活か し、地域の活性化に寄与する拠 点づくり

≫地域住民・観光客を対象とし た、賑わいの創出



加茂川遊覧

米子市民レガッタ大会



<活用に向けた取組事例>

〇中海・錦海かわまちづくり計画の推進

国による親水護岸整備をはじめとするハード整備のほか、 加茂川遊覧船のコース造成やマリンスポーツなど、中海の湖 面利用を促進しソフト面からも活用を推進



〇水辺の散策路の整備

湖岸堤の整備とも連携しながら、米子城跡、城下町、加茂 川遊覧などの周辺資源を活かし、水辺ならではの空間を感じ る憩いの場を提供する散策路を検討

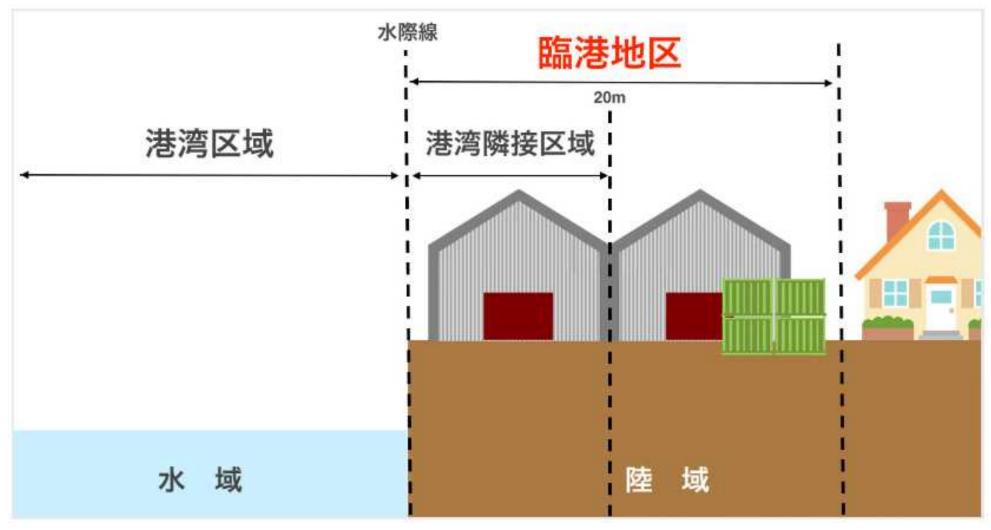
〇活性化ゾーンの活用

民間事業者による活用に向け、公募条件の整理とともに、 必要なインフラ整備や規制緩和の検討 P6

臨港地区の指定

臨港地区とは

港湾の管理運営を円滑に行うため、港湾区域と一体として機能すべき陸域であり、港湾法第38条の規定により港湾管理者が定める地区。



Р7

現在の米子港臨港地区

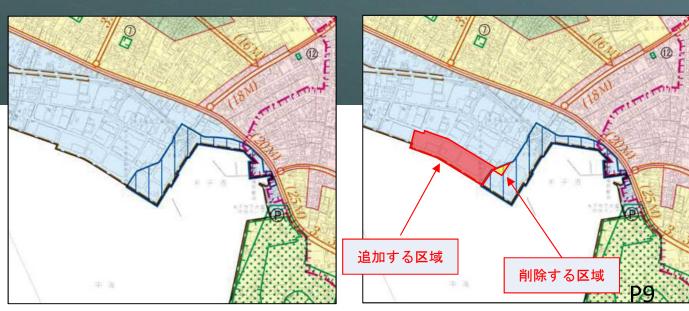


米子港臨港地区変更(案)

臨港地区は港湾の管理運営にかかる根幹的事項であることから、地方港湾審議会に付議します。



変更前 約5.43ha 変更後 約9.80ha



参考資料(手持ち)

米子港臨港地区変更(案)

